



宮 崎 県 公 報

令和5年7月11日(火曜日)号外 第38号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮崎市旭1丁目6番25号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎週月・木曜日
購読料(送料共) 1年 44,400円

目 次

規 則	頁	訓 令	頁
○知事の職務代理に関する規則の一部を改正する規則…………… (人事課) 1		○宮崎県副知事の担任意務等に関する規程の一部を改正する訓令…………… (人事課) 1	

規 則

知事の職務代理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年7月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第43号

知事の職務代理に関する規則の一部を改正する規則

知事の職務代理に関する規則(昭和30年宮崎県規則第73号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
第2条 法第152条第1項の規定による知事の職務を代理する副知事の順序は、次のとおりとする。 第1順位 副知事 日隈俊郎 第2順位 副知事 永山寛理	第2条 法第152条第1項の規定による知事の職務を代理する副知事の順序は、次のとおりとする。 第1順位 副知事 日隈俊郎 第2順位 副知事 <u>佐藤弘之</u>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

宮崎県副知事の担任意務等に関する規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和5年7月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

訓令第8号

本 庁
各出先機関

宮崎県副知事の担任意務等に関する規程の一部を改正する訓令

宮崎県副知事の担任意務等に関する規程(平成25年訓令第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(担任意務) 第1条 副知事の担任意務は、次のとおりとする。 (1) 副知事日隈俊郎の担任意務 ア～ウ [略] エ 会計管理局に関すること。 オ～ク [略] ケ <u>監査委員</u> との連絡調整に関すること。 コ・サ [略]	(担任意務) 第1条 副知事の担任意務は、次のとおりとする。 (1) 副知事日隈俊郎の担任意務 ア～ウ [略] エ <u>農政水産部</u> に関すること。 オ～ク [略] ケ <u>海区漁業調整委員会</u> との連絡調整に関すること。 コ <u>内水面漁場管理委員会</u> との連絡調整に関すること。 サ・シ [略]

(2) 副知事永山寛理の担当事務

ア・イ [略]

ウ 農政水産部に関すること。

エ [略]

オ [略]

カ～ク [略]

ケ 海区漁業調整委員会との連絡調整に関すること。

コ 内水面漁場管理委員会との連絡調整に関すること。

サ・シ [略]

(2) 副知事佐藤弘之の担当事務

ア・イ [略]

ウ [略]

エ 会計管理局に関すること。

オ [略]

カ 監査委員との連絡調整に関すること。

キ～ケ [略]

ク・サ [略]

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。